

# 令和7(2025)年度税制改正について

—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—

2024年12月  
金 融 庁



# 1. 「資産所得倍増プラン」・ 「資産運用立国」の実現

# ◆ NISAの利便性向上等 [金融庁]

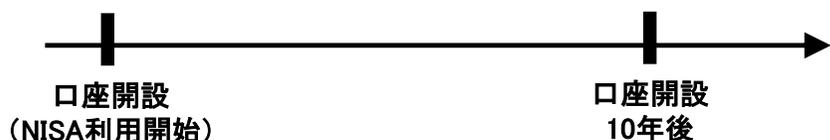
## 【現状及び問題点】

- 2024年1月から新しいNISAが開始され、2024年6月末時点でNISA口座数が約2,428万口座、買付額は約45兆円となるなど、NISAは国民の安定的な資産形成の手段の一つとして受け入れられつつある。
- 国民の安定的な資産形成を引き続き支援していくため、**NISAに関する手続の更なる簡素化・合理化や対象商品(ETF)の要件の見直しなど**に取り組み、利便性の向上を図る必要。

### ◎ 口座開設10年後の所在地確認の廃止

#### 【大綱の概要】

NISA口座の開設後10年経過時等に金融機関が行う顧客の所在地等の確認については、金融機関の負担にも配慮しつつ、資格のない者による取引が行われないう実効性のある代替策の検討を含め、そのあり方の検討を行う。



金融機関が郵送等により利用者の所在地確認が必要

廃止してはどうか

#### 【廃止する理由】

- ・ 死亡・転居があった場合には、顧客に届出義務
- ・ 海外出国者等を捕捉する目的に比して、投資家や金融機関に過度な負担
- ・ 確認が取れない場合は新規買付ができなくなり、国民の安定的な資産形成を阻害

### ◎ 金融機関変更時の即日買付

#### 【大綱の概要】

NISA口座(勘定)は、金融機関変更手続の実施日に設けられることとし、**即日買付を可能**とする。  
仮に二重口座等であった場合には、変更手続時まで遡って課税口座(特定口座又は一般口座)へ移管。



② 即日買付が可能に

改正前は⑤後に買付可能 (①から約1~2週間後)

【仮に、二重口座等であった場合】  
変更手続時まで遡及して課税口座へ移管

課税口座

## ◆ NISAの利便性向上等〔金融庁〕

### ◎ つみたて投資枠で投資可能なETFに係る要件の見直し

#### 【大綱の概要】

- 従来の買付方法(定額買付※1)に加えて、**設定金額内で取得可能な最大口数での買付を可能とする。**
- 上記の最大口数買付による場合の**対象商品の要件を以下のとおり設定**する。
  - ・ 届出前1か月間の平均及び届出前営業日の公表最終価格1万円以下
  - ・ 一定の場合を除き、届出後の公表最終価格が3万円以下
- 従来の買付方法(定額買付)による**最低取引単位(※2)を「1千円以下」から「1万円以下」に引き上げる。**

<金融庁注>

※1 一定額での定期買付(定額買付)を可能とするには、市場の取引単位(口数単位)での買付けと異なり、証券会社等のシステム構築が必要なため、現状、つみたて投資枠で投資可能なETFの取扱が限定的。

※2 顧客が取引を開始できる最低額。低く設定する程、少額からの投資が可能となるが、「1千円以下」の要件は、買付金額としては小さすぎるため、現状、証券会社等による取扱が進んでおらず、却って顧客の利便性を損なうこととなっていた。

### ○ 新たに可能とする買付方法(設定金額内の最大口数買付)



<顧客の積立設定内容(例)>  
毎月**3万円**で**買付可能な口数**を買付

市場価格が1口4,000円のと  
**7口**買付(2.8万円分)

(注)買付方法の説明のため内容を簡略化しており、実際の買付結果等とは異なる場合がある。

【対象商品の要件】  
・届出時の市場価格を1万円以下  
・届出後の市場価格を3万円以下

少額からの投資を可能と  
しつつ、多様な商品提供を  
促すための**新たな要件を設定**

⇒ こうした買付方法の柔軟化を通じ、より多様な商品の提供が期待される。

# ◆企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置 〔厚生労働省主担、金融庁が共同要望〕

## 【現状及び問題点】

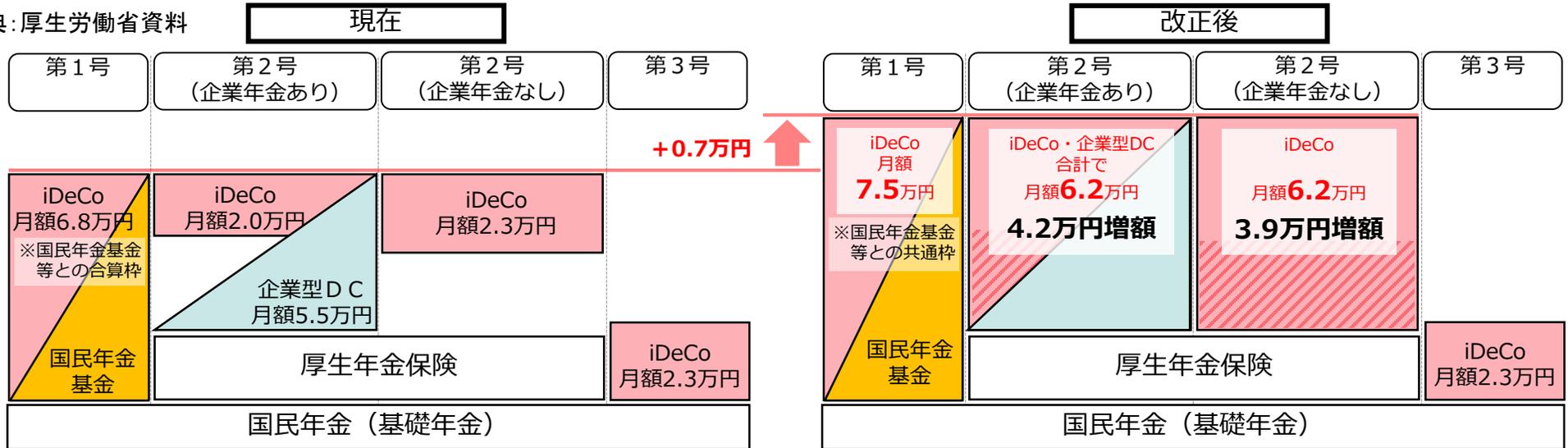
- 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であるところ、家計の資産形成の更なる環境整備を進めていくため、企業年金・個人年金の充実を図る必要性が高まっている。
- 個人型確定拠出年金(iDeCo)については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)や「新しい資本主義のグランドデザイン」(令和6年6月21日閣議決定)では、**拠出限度額等について2024年中に結論を得る、拠出限度額の引上げ等について大胆な改革を検討し結論を得る**などとされている。
- 企業年金・個人年金制度の見直しの議論の結果等を踏まえ、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

## 【大綱の概要】

確定拠出年金法等の改正を前提に、**企業型確定拠出年金(企業型DC)・個人型確定拠出年金(iDeCo)等の拠出限度額の引上げ**や**iDeCoの加入可能年齢の引上げ**等の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

## 拠出限度額の見直し内容

出典：厚生労働省資料



## 【その他の見直し内容】

- iDeCoの加入条件について、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金やiDeCoを受給していない70歳未満までの者を加入可能とし、その拠出限度額については月額6.2万円とする。
- 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

# ◆ 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大) [金融庁主担、農林水産省・経済産業省が共同要望]

## 【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等について、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は、道半ば。
- 特に、デリバティブ取引については、ヘッジや分散投資として活用されることで、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成に資することが期待されるが、現状、個人投資家による活用が限定的。
- なお、暗号資産取引に係る課税上の取扱いについては、暗号資産を国民の投資対象となるべき金融資産として取り扱うかなどの観点を踏まえ、検討を行っていく必要。

## 【大綱の概要】

- デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。

## 【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

← 現在、損益通算が認められている範囲

## 【参考:令和7年度与党税制改正大綱 第三 検討事項】

- 暗号資産取引に係る課税については、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をするとともに、取引業者等による取引内容の税務当局への報告義務の整備等を行うことを前提に、その見直しを検討する。

## 2. 「世界・アジアの国際金融ハブ」 としての国際金融センターの実現

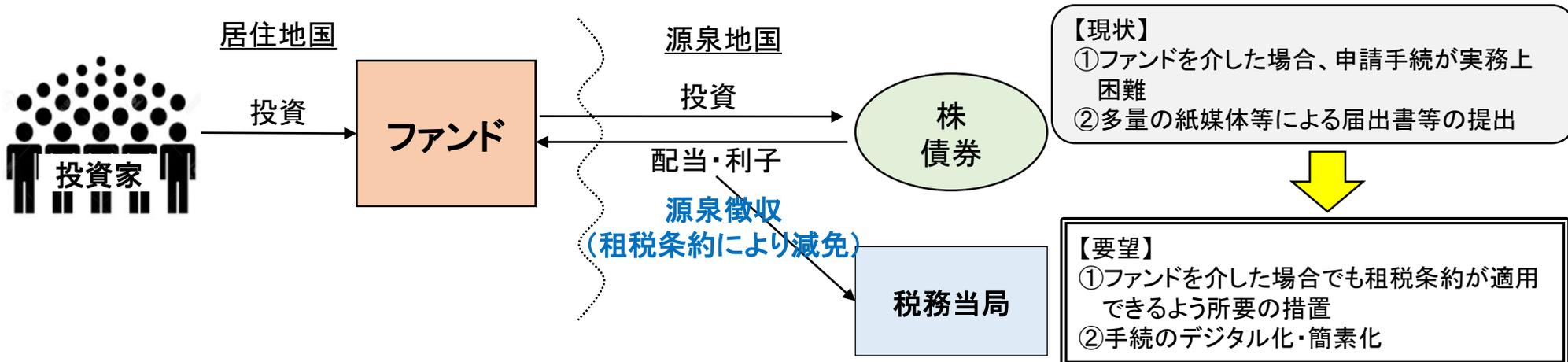
# ◆クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続の見直し 〔金融庁〕

## 【現状及び問題点】

- 我が国が締結している租税条約においては、二国間の投資を促進する観点から、クロスボーダー投資について、源泉地国での源泉徴収を減免する措置が盛り込まれているところ。
- しかしながら、**ファンドを介したクロスボーダー投資**については、原則として、ファンドレベルではなく、投資家レベルで租税条約の申請手続をすることとされている。このため、投資家が多数となるファンドにおいては、**投資家レベルで申請手続を行うことが実務上困難**であり、**租税条約を適用することができない**状況にある。
- また、**租税条約に関する届出**については、本体の届出書以外にも様々な添付書類の提出が必要とされるなか、大部分は紙媒体や光ディスクで提出せざるを得ず、支払の取扱者である金融機関(サブ・カストディアン)や税務署では**多量の紙媒体等の管理・保管を余儀なくされている**現状。

## 【要望結果】

租税条約等の円滑な適用のため、まずは、一定の金融機関(サブ・カストディアン)が行う租税条約に係る手続について、デジタル化・簡素化を行うことを要望したところ、**△(長期検討)**とされた。



# 3. 安心な国民生活の実現

# ◆ 生命保険料控除制度の拡充 〔金融庁主担、農林水産省・厚生労働省・経済産業省・こども家庭庁が共同要望〕

## 【現状及び問題点】

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、生命保険料控除制度においても、こうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要。

## 【大綱の概要】

- 所得税法上の一般生命保険料について、居住者が**年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分**における当該控除の**最高限度額を6万円**（現行4万円）とする。

### 【現行】

※2012年1月以降の契約について



### 【改正後】

※令和8年の時限措置

23歳未満の扶養親族を有する場合



## ◆ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実<sub>[金融庁]</sub>

### 【現状及び問題点】

損害保険会社の異常危険準備金については、大型台風、雪害、洪水等の自然災害への保険金支払いが近年増大しており、その残高が低水準となっていることから、十分な残高の確保・維持を図る措置が必要。

### 【大綱の概要】

- 「火災・風水害」及び「動産総合・建設工事・貨物・運送」の区分に係る無税積立率の**割増措置を3年延長**する。
- 低水準となっている残高を早期回復し、高額化する保険金支払いを踏まえた残高を確保する観点から**各保険区分の残高管理**（取崩単位等の適用区分）を**一本化**するとともに、**取崩基準損害率を55%**（現行50%）に引き上げる。

### 【現行】

保険区分	無税積立率 (本則2%)	残高管理	取崩基準
火災・風水害	10% (R6年度まで)	区分毎	50%
動産総合・建設工事・貨物・運送	6% (R6年度まで)	区分毎	50%
賠償責任	2%	区分毎	50%



### 【改正後】

保険区分	無税積立率 (本則2%)	残高管理	取崩基準
火災・風水害	10% ( <b>3年延長</b> )	一本化	55%
動産総合・建設工事・貨物・運送	6% ( <b>3年延長</b> )		
賠償責任	2%		